

循環型社会拠点施設整備事業に係る生活環境影響調査結果報告書の縦覧について

「一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」の規定により、にしはりま環境事務組合が実施した、循環型一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 15 年 10 月 1 日にしはりま環境事務組合条例第 29 号)第 10 条の規定により、生活環境影響調査結果報告書を縦覧に供します。

1 施設の名称

(仮称)にしはりま循環型社会拠点施設

2 施設の設置場所

兵庫県佐用郡佐用町三ツ尾八町 483 番 8 外

3 施設の種類

熱回収施設及びリサイクルセンター

4 一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ

5 施設の能力

熱回収施設 90t / 日 (24 時間稼動)

リサイクルセンター 25t / 日 (5 時間稼動)

6 生活環境影響調査結果報告書の内容

- (1) 生活環境影響調査結果準備書
- (2) 第 6 条による意見書の概要
- (3) 第 7 条の調査結果準備書に係る見解書
- (4) 第 8 条の関係市町の意見
- (5) 関係市町長の意見に基づき管理者が講じる措置

7 縦覧の場所

- (1) にしはりま環境事務組合事務所
- (2) 姫路市環境局環境美化部リサイクル推進課
- (3) 姫路市安富事務所
- (4) たつの市市民生活部環境課
- (5) たつの市新宮総合支所市民課
- (6) 宍粟市福祉部衛生課
- (7) 上郡町住民課

- (8) 佐用町住民課
- (9) 佐用町三日月支所

8 縦覧の期間等

- (1) 縦覧の期間は平成 18 年 11 月 24 日(金)から平成 18 年 12 月 8 日(金)までとする。ただし、にしはりま環境事務組合の休日を定める条例(平成 15 年条例第 1 号)第 2 条第 1 項各号に規定する休日には縦覧を行わない。
- (2) 縦覧の時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、姫路市環境局環境美化部リサイクル推進課及び姫路市安富事務所については、午前 8 時 35 分から午後 5 時 20 分までとする。

9 縦覧者の遵守事項

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

10 その他の事項

管理者は、上記遵守事項に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

お問い合わせ先 : にしはりま環境事務組合
 電話番号 : 0791-58-1500
 E-mail : info@nishiharima-kankyo.or.jp
